

いじめの防止等のための学校基本方針

北方町立北方小学校

北方町立北方小学校いじめ防止基本方針

I いじめ問題に対する基本的な考え方

はじめに

ここに定める「北方町立北方小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

この策定に当たっては、「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務」が定められていることを受け、PTAと協力して、保護者としての役割についても明記し、学校と保護者が一体となって、いじめの根絶に向けて取り組んでいく決意を示したものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにします。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

2 いじめの定義

(定義) 「いじめ防止対策推進法 第2条」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

学校教育全体を通じて、下記の認識を十分に理解し、いじめ防止にあたります。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されないものである。」
- ・「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。」
- ・「いじめは、見ようと思ってみないと見つけにくいものである。」
- ・「いじめは、自分から言い出しにくいものである。」
- ・「けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを調査し、判断する。」

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが大切と考えます。

また、下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

- ・発達障がいを含む、障がいを有する児童
- ・外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・被災児童

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

本校では、教職員が下記のことを共通の構えとして、学校の教育活動を進めます。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○意味あることに頑張る児童を精一杯応援します。○頑張ろうとする仲間の思いを否定するような言動は、教職員全員で指導します。○悩み事や心配事があるときには、「誰でもよいのでいちばん相談しやすい人に相談してよい」ことを共通理解して指導を進めます。○いじめの相談をされた場合には、その日のうちに解決を目指して取り組みます。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) いじめの防止

いじめの防止は、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育みます。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を育む学校生活づくりをします。また、いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域に認識を広めます。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が必要です。そして、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めます。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをも

ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知します。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ります。

(3) いじめへの対処

いじめの対処は、いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会へ連絡・相談をするとともに、事案に応じて関係機関と連携します。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めます。

(4) 地域や家庭との連携について

地域や家庭との連携については、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進します。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 関係機関との連携について

関係機関との連結については、いじめの問題への対応において、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携を行います。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておきます。また、いじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員による学校への支援などを活用していきます。

II いじめの防止等のための学校の取組

学校は、基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、いじめによる悲しい思いをする児童が一人もいないよう取り組みます。

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

校長 副校長 教頭 教務 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 関係職員 相談員 スクールカウンセラー

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正(学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルを定める)。
- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に、児童、保護者、関係機関等に説明。
- ・いじめの相談・通報の窓口。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催。

※いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) 一人一人が努力や伸びを実感し、認め合える学校経営・学級経営の推進

- ・一人一人の児童が「わかった・できた」という実感が得られるよう、学び合いを大切に学習指導を進めます。
- ・集団の中で存在感や所属感、自己有用感が育まれるよう学級経営・教科経営をします。
- ・一人一人のわずかな変容や成長、集団の伸びを意識できるように認め励まします。
- ・児童が互いのよさを認め合い、助け合いながら、他に対する思いやりの心や善悪の判断ができる指導に努めます。

(2) 生命や人権を大切にす教育の推進

- ・一人一人の児童に豊かな心が育まれるように、児童の心に感動を与える体験学習や本物にふれる行事の実施に努めます。
 - ・一人一人の児童に命を大切にす心や他を思いやる心、規範意識が育まれるように道徳の時間を核とした心の教育を進めます。
 - ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもってかかわる人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校をつくります。
- 等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

(3) 児童を取り巻く社会環境に潜む問題への認識を深める指導の充実

- ・児童を取り巻く社会環境の変化を敏感にとらえ、情報モラル等の指導を計画的に行います。
- ・スマートフォンやゲーム機等の取り扱いによって生じる問題について、教職員及び保護者が危機意識を十分な知識をもてるよう計画的な研修を進めます。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめ問題の早期発見のための取組

- ・いじめの未然防止、いじめ問題の早期発見のために定期的なアンケートを実施すると

ともに、日頃からの教育相談や児童のとの対話に努めます。

- ・年間3回の県いじめ調査等を全職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で調査結果を確認し、必要な対策を検討します。
- ・学級担任や教科担任を始め全職員が、児童の小さな変化やささいなサインを見逃さない、情報交換に努め、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員等と協力して、児童や保護者が相談できる体制を整備します。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は受容的・共感的な態度で児童からの相談を聞くことを大切にして教育相談を進めます。特に、問題が起きていないときこそ、信頼関係を築くよい機会ととらえ、日常的な児童理解に努めます。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう。」という安易な判断や勝手な思い込みをせず、学年主任や生徒指導主事、管理職に報告・相談の上、問題が深刻になる前に早期対応にあたります。
- ・学校は、スクールカウンセラー等の専門家による教育相談の機会について情報交換するとともに、誰に相談してもよいというスタンスで児童が相談しやすい環境づくりに努めます。

(3) 教職員の研修の充実

- ・いじめ問題に関する研修は、食物アレルギー、情報モラル、発達障がい、教育員倫理等と並ぶ喫緊の重要課題ととらえ、年間を通じて計画的に研修を進めます。
- ・児童の人間関係に関わる問題については、職員打ち合わせ等の機会を活用して、情報提供に努め、全教職員で情報を共有するとともに、そうした事例を通して、学ぶことができる教訓についての理解を深めるように努めます。
- ・一人一人の職員の指導に役立てることができるように、文部科学省や県教育委員会等が発行する各種資料の活用にも努めます。

(4) 保護者との連携

- ・学校の基本方針は、全会員に配付し、周知に努めます。
- ・学校は児童のよいところを積極的に努めるとともに、相談事項については、直接面談しながら、共に考えることを大切にします。
- ・保護者からの相談を真摯に受け止め、共に考え、よりよい解決を目指すよう努めます。

(5) 関連機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題の解決のために、問題を学校だけで抱え込むことなく、教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員との連携を大切にします。
- ・ネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら、事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関に協力を仰ぎ、問題の解決にあたります。

(6) いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。(必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。)

- ・いじめに係る行為が止んでいること。学校の設置者や学校いじめ対策組織の判断による期間(少なくとも3か月を目安とする)において、継続して行為が止んでいる状態であること。
- ・被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが解消している状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

4 重大事態と判断された場合への対処

(1) 学校による調査

学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合(児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は重大事態と捉える場合も含む)、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、事態発生について報告します。

(3) 調査を行うための組織について

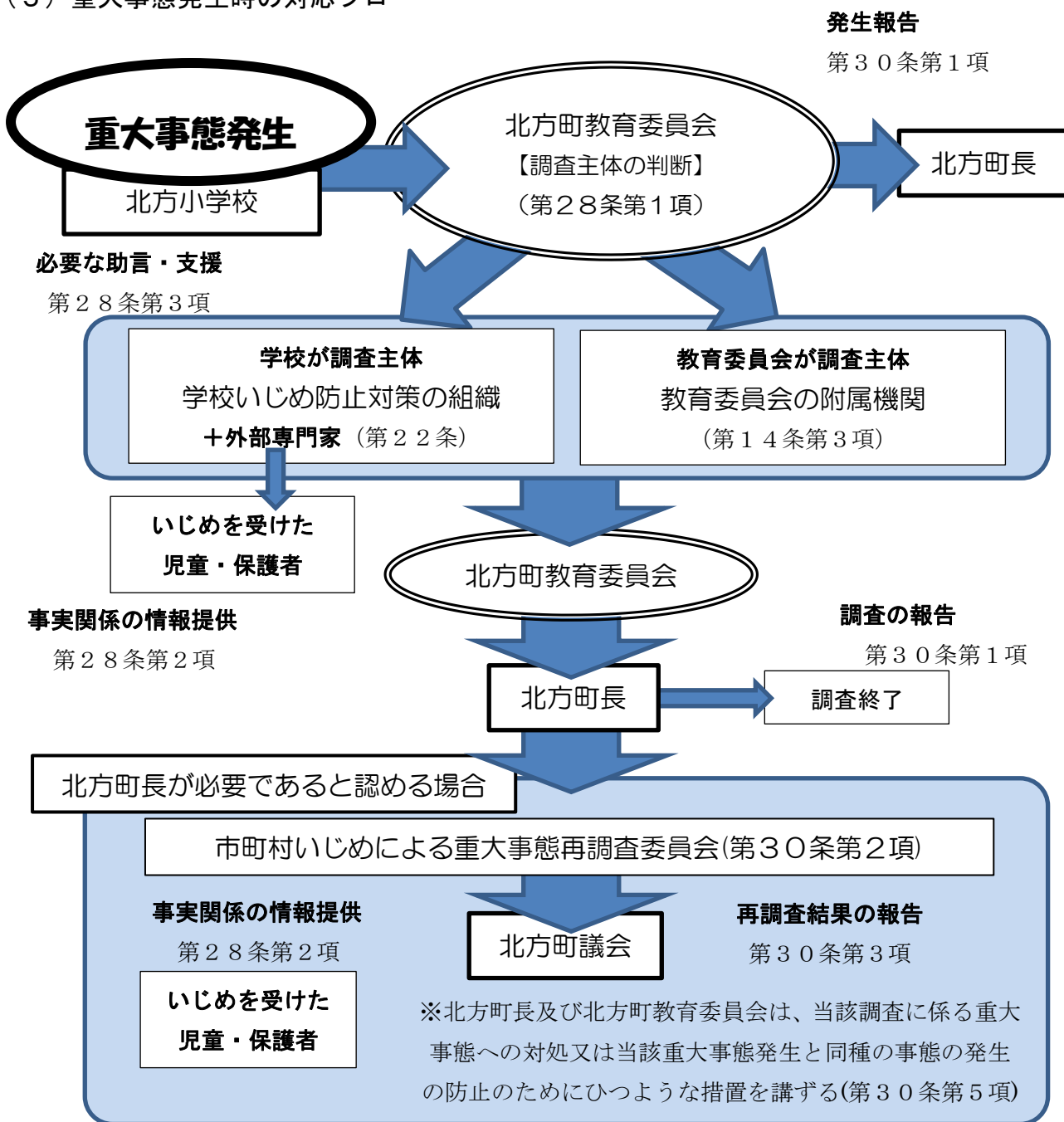
学校が調査の主体となる場合、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えます。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

(5) 重大事態発生時の対応フロー



5 保護者の役割

- ・子どもとの対話を心掛け、子どもの変化や悩みについて親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもが自らの力で解決できるように努めます。
- ・いじめは、人として許されないことであることや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を貫くことの素晴らしさについて、折に触れ指導するように努めます。
- ・わが子の周囲でいじめが疑われるような情報を得たときには、「大丈夫だろう」と安易に判断せず、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気をもつことや学校に相談す

ることなどを助言するよう努めます。

- ・わが子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を見せるチャンスととらえ、被害者の子ども・保護者に謝罪するとともに、帰宅後には改めてわが子に事の重大さを諭すことを心掛けます。
- ・わが子がいじめを受けてしまった場合には、学校等と相談しながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるように支援します。
- ・スマートフォンやインターネット等に係る様々な問題について、各種の報道や学校から提供される資料などを参考にしたり、講演会など参加したりして理解することに努めます。

6 いじめ未然防止，早期発見，早期対応の年間計画

月	取組内容等
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・PTA総会で、「いじめ防止等のための学校基本方針」(以下「基本方針」)説明 ・学校ホームページ等による「基本方針」等の発信 ・職員研修会の実施(「基本方針」，前年度のいじめの実態と対応等) ・学校運営協議会等で、「基本方針」説明
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 (職員間の情報交流は、毎週実施する) ・QU検査の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・「みつめる(心のアンケート)」の実施 ・教育相談週間(二者懇談)の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・えがおアンケートの実施 ・全校集会(問題行動の未然防止について) ・生徒指導記録の記述によるいじめの記録明記 <p>※第1回県いじめ調査</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・職員研修会(生徒指導研修) ・QU検査の見方等(職員研修)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・児童の交流会 ・あったかい言葉がけ運動の実施

10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・「みつめる」の実施 ・教育相談週間(二者懇談)の実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・QU検査の実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・QU研修会 ・えがおアンケートの実施 ・生徒指導記録の記述によるいじめの記録明記 <p>※第2回県いじめ調査</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・児童の交流会 ・いじめ防止に関わる職員研修会 ・今年度の振り返りと来年度の計画立案
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・「みつめる(心のアンケート)」の実施 ・教育相談週間(二者懇談)の実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日 ・学校運営協議会 ・今年度の実態と来年度への引継ぎ ・生徒指導記録の記述によるいじめの記録明記 <p>※第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる)</p>

7 学校における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の2点を加味し、適正に学校の取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見の取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

8 個人情報等の取り扱い

いじめ問題が重大事案に発展した場合には、重大事態の組織調査においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、当該児童が卒業するまで保存するとともに、アンケートや聴取の結果を記録した文書等は5年間保管する。

いじめ未然防止, 早期発見, 早期対応の年間計画に「いじめについて考える日」を追加しました。

平成26年4月1日[策定]
平成30年3月1日[改定]
令和元年12月10日[改定]
令和3年4月1日[改定]

いじめ対処マニュアル

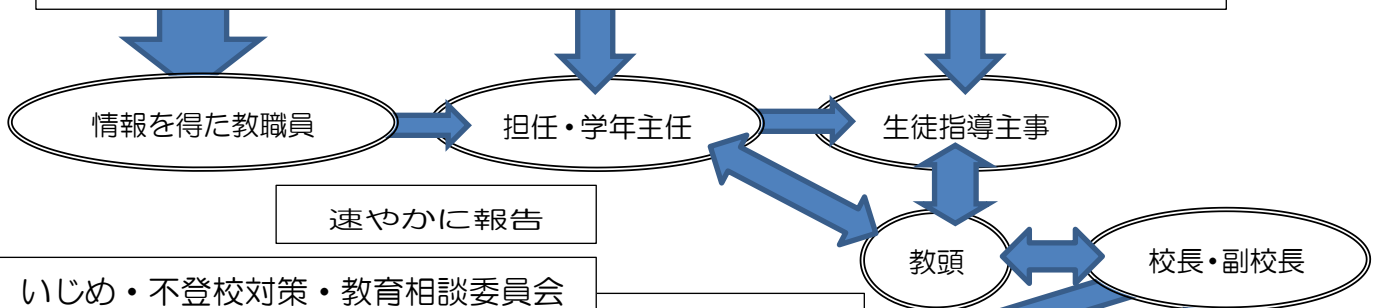
北方町立北方小学校

「いじめ現場を発見」「いじめの訴えが(保護者・本人等)あった」「いじめの情報を得た」場合の対応

発見

- いじめ現場を発見
- 本人からの訴え(みつめるやえがおアンケートなど)
- 本人や保護者からの訴え
- 上記以外の方からの情報提供

即日対応(原則)



いじめ・不登校対策・教育相談委員会

構成員

校長 副校長 教頭 教務主任 生徒指導主事
学年主任 養護教諭 関係職員 スクールハートサポ
ーター 相談員 スクールカウンセラー

- ① 報告・共通理解
- ② 調査方針・分担決定
- ③ 調査班編成(事案によりメンバーを決定)
- ④ 報告・事実関係の把握・指導
- ⑤ 方針決定・指導体制の編成
- ⑥ 対応班編成(事案によりメンバーを決定)

招集・指揮

関係諸機関

- ・北方町教育委員会
- ・北方警察署
- ・子ども相談センター
- ・北方町福祉健康課
- ・民生児童委員
- ・学校運営協議会委員

事実確認・情報収集

- 被害児童及び加害児童(周りで見ていた児童を含む)より聞き取り
 - ・聞き取りは、複数の教職員で分担して行う。
 - ・情報提供者についての秘密を厳守する。
- 事実関係を明確にする
 - ・双方の事実が合うまで聞き取りをし、事実をはっきりさせる。
 - ・事実関係が曖昧なまま指導に入らない。

事後対応

- 被害児童へのケア
- 加害児童への対応
- 学級及び学年、全校への指導

いじめ解消にむけての指導

解決継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

報告・共通理解

委員会

